## 末永く、安心してご利用いただくために、お客様の疑問にお答えします

### 加除式書籍とは?

◆法改正や最新事例の追加等によって「台本(原本)」の 内容に改正・増補等が生じた場合、その都度発行する「追録」(有料)と不要な頁を差し替えることで、内容を補正・更新できる形態の書籍です。

### ======ここが魅力======

- ●何年経っても情報の '確かさ' と '鮮度' を保ち続ける ことができる!
- ●追録の迅速なお届けにより、法改正や増補を見落とすことなく、常に最新内容で利用できる!
- ●法改正の度に買い換える必要がないため、長期的なご利用にあたっては費用負担が少なく経済的!

### 追録は購入しなければならないの?

- ◆常に最新内容でご利用いただけるよう、台本のご購入 以降に発行される追録(有料)のご購読もお願いしてい ます。
- ◆追録は、お客様からお届けの停止(購読中止)のご連絡 をいただくまでは継続してお届けいたします。
- ◆ご利用条件については、商品ごとの「利用規約(規程)」 でご案内しています。
- ◆年間追録代、発行回数等については下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

### 申し込み方法は? 支払いは?

- ◆お申し込み方法は以下からお選びください。
- ■下記フリーダイヤルにてお申し込みください。
- ■弊社ホームページ
- ※ホームページでは、新刊をはじめ各商品の詳しい 情報をお届けしています。また、フリーワードや ジャンル別等商品検索機能もご活用いただけます。
- ■本カタログと併せてお届けした申込書にご記入の上、 弊社宛にお申し込みください。
- ■お客様の地域を担当する**弊社社員**にお申し込みく ださい。
- ◆お支払い方法 (一括払い・分割払い等) やお支払いの 時期については、申込書に記載しています。ご不明な 点は下記フリーダイヤルまでお問い合せください。

### 購入後のメンテナンスは?

- ◆追録の差し替え作業は、無料で行います。弊社社員が 直接お伺いし、迅速・正確かつ丁寧に加除作業を行い ます。
- ◆その他、書籍のページが欠落した、バインダーが壊れた等の不都合が生じた場合も、お気軽に下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

### 商品に関するご照会・お申し込み・ 追録差し換えのご依頼は

TEL 55 0120-203-694 FAX 55 0120-302-640

- ※お客様の地域を担当する弊社社員へご連絡いただくか、フリーダイヤルをご利用ください。
- ※フリーダイヤル (TEL) の受付時間は土・日・祝日を除く9:00~17:30です。
- ※FAXは24時間受け付けておりますので、併せてご利用ください。

ホームページからのお申し込みは

第一法規



http://www.daiichihoki.co.jp



第一法規株式会社

担当





〈617270〉 [1504] 新応答(617274)2015.04 H3 学校経営上の基本的問題・諸課題を 最新の行政動向をふまえて解説! スクール・リーダーのための決定版!!

# 学校経営質疑応答集



学校経営上頻繁に出くわす問題に対して 的確で素早い対応ができ、知りたい情報 や欲しい答えがすぐに見つかります。

### 例えばこんな疑問の解決に

- ●副校長、主幹教諭、指導教諭の職務とは?
- ●学校の自己評価、学校評価ガイドラインとは?
- ●学校評議員制度、学校運営協議会とは?
- ●感染症への対応と学校の休業とは?
- ●いじめ問題の対応の基本的視点とは?
- ●総合教育会議とは? etc.



集●学校経営研究会

体 裁●B5判·加除式·全2巻

定 価●本体12,000円+税



## 学校経営を円滑にすすめるために関係者に贈る必須の一冊です!!

## 内容構成

## 学校の設置と管理

- (1) 学校の設置、役割
- (2) 学校と教育委員会
- (3) 教育委員会の役割
- (4) 教職員の種類と職務、定数と配置
- (5) 学級編制
- (6) 修業年限、学年、学期、授業日 と休業日
- (7) 校務分掌、主任
- (8) 学内諸規則
- (9) 職員会議
- (10) 学校週5日制
- (11) 教育情報の公開・開示
- (12) PTA
- (13) 中央教育審議会答申等
- (14) 在外教育施設

## 児童・生徒

- (1) 就学
- (3)編入学・転学 (4) 退学
- (5) 各学年の課程の修了
- (6) 卒業
- (7) 校則
- (8) 懲戒
- (9) 就労 (10) 修学支援(就学援助、育英奨学等)
- (11) 外国人と教育

- (1) 教育基本 (2) 教育課程一般

- (4) 中学校
- (5) 高等学校 (6)特別支援教育
- (7) 指導要録、通知表

## 、教科書、補助教材、

- (2) 補助教材
- (3) 著作権
- 生徒指導・進路指導
- (1) 生徒指導 (2) 保護、矯正
- (3) 進路指導
- 学校保健、学校安全、
- (1) 学校保健
- (2) 学校安全
- (3) 学校事故
- (4) 学校給食

## 教職員

- 任命権者、服務監督権者、行政 官庁、人事委員会と公平委員会
- 資格、免許
- (3)任用
- (4) 県費負担教職員の任用

- (6) 分限処分
- (7) 懲戒処分
- (8) 服務
- (9)研修
- (10) 勤務評定
- (11) 勤務時間
- (12) 休暇
- (13) 育児休業等
- (14) 女性教職員の保護 (15) 給与
- (16) 出張
- (17) 共済
- (18) 災害補償 (19) 生涯生活設計
- (20) 職員団体
- (21) 措置要求
- (22) 不服申立
- (23) 単純労務職員 (24) 非常勤職員

- (1) 学校施設 (2) 学校設備
- (3) 学校施設の目的外使用
- (4) 学校環境

## 学校財務

- (1) 学校経費
- (2) 教育財産
- (3)学校予算、学校会計



授業日と休業日

望ましい集団活動を通して自主的、実践的な態度を育てることを目標とする活動で、 小・中学校では、学級活動、児童会(生徒会)活動、クラブ活動及び学校行事を内容と

修業年限,学年,学期,授業日と休業日

413 (新応答166)

学校の授業日について法令上どのように定められているか。

1 授業日は、学校で授業を行う日であり、小・中学校の授業は、年間35週以上行

(1) 授業日は、学校において授業を行う日、すなわち、教育課程を実施する日である。

(2) 一の学年で授業を行うべき日数(授業日数)についての定めはないが、小学校及

び中学校については、学習指導要領で、各教科、道徳・特別活動(学校給食に係る

ものを除く学級活動に限る。)、外国語活動(小学校のみ)及び総合的な学習の時間

の授業は、年間35週(小学校第1学年は34週)以上にわたって行うよう計画するこ

また、高等学校については、学習指導要領で、全日制の課程における各裁科・科

2 休業日は、学校で授業を行わない日であり、児童生徒の負担、教育効果を考慮

(1) 休業日は、学校において授業を行わない日である(学校教育法施行規則(以下

(2) 休業日は、児童・生徒の負担、教育効果等を考慮して定められるものであり、公

立学校については、①国民の祝日に関する法律(以下「祝日法」という。)に規定す

目及びホームルームの授業は、年間35週行うことを標準とするとされている。

また、休業日についてはどうか。

「学校則」という。)第4条第1項第1号)。

### 学校経営上直面する様々な 課題をQ&Aでコンパク トに解説しています

生及び食品衛生の適正を期すための日常の点検及び指導、⑤学校給食の安全と食事 内容の向上を期すための検食の実施及び検査用保存食の管理、⑥学校給食用物資の 選定,購入及び保管への参画などが挙げられる。

学校給食は食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材でもあり、その管 理においてもより一層の積極的な取組みが期待されている。

2 食に関する指導と学校給食の管理の一体的な展開が期待される

栄養教諭は、生きた教材である学校給食の管理と、それを活用した食に関する指導 を同時にその主要な職務の柱として担うことにより、両者を一体のものとして展開す ることが可能であり、高い相乗効果が期待される。学校給食の教材としての機能を最 大限に引き出すためには、その管理を同時に行うことが不可欠であり、また、食に関 する指導によって得られた知見や情報を給食管理にフェードバックさせていくことも 可能となると考えられる。具体的には、例えば、体験学習等で栽培した食材や地域の 食材を学校給食に用いることで、生産活動と日々の食事のつながりを実感させたり、 食に関する指導を通じて児童生徒の食の現状を把握し、不足しがちな栄養素を補うた め、献立の工夫や保護者に対する啓発活動を行うことなどが期待されている。

また、平成20年に学校給食法が改正され、新たに第10条第1項として、児童生徒が 自ら健全な食生活を営むことができる知識と態度を養うことができるよう、栄養教諭 は、学校給食を活用して、児童生徒に対して食に関する実践的な指導を行い、校長 は、当該指導の教育的効果が適切に発揮されるよう、学校給食と関連付けつつ、食に 関する指導の全体的な計画の作成その他の措置を講ずる旨の規定が設けられた。

### ((関係法令

[要関係法令や キーワードの用語解説 「一口メモ」を随時 掲載しています

第37条第13項 栄養教諭は、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。

第7条 義務教育諸学校又は共同調理場において学校給食の栄養に関する専門的事項 をつかさどる職員は、教育職員免許法第4条第2項に規定する栄養教論の免許状を 有する者又は栄養士法第2条第1項の規定による栄養士の免許を有する者で学校給 食の実施に必要な知識若しくは経験を有するものでなければならない

258 (~262)

[新応答164] 258 (~262)

## ▮ 必須の経営情報を提供し、さらなるステップを支援

学校経営上直面する頻度の高い諸問題をQ&A形式で、根拠法令等を示しながら解説した確かな内容。 本書により、学校経営の基礎は万全となり、充実した学校経営へのステップアップが可能です。

2 経営・行政・法律情報を有機的に提供する内容構成

ポイントを押さえた執筆方法でわかりやすくコンパクトに解説。また、関連するキーワードや法令用 語を一口メモとして掲載、さらに、必要に応じ文末に関係法令を付しました。一設問でその関連事項 をすべて把握することが可能です。

3 新しい教育課題の最新情報を迅速に提供

学校の自主性・自律性の確立、いじめ・体罰、特別支援教育、小学校の英語活動等、複数の領域にま たがる新しい教育課題について、最新の情報を提供し、保護者や地域住民に信頼され、子どもたちの 個性を生かす学校経営に役立ちます。

▲ 学校経営に携わる全ての関係者必読の書

校長・教頭先生はもちろん、校長・教頭選考試験に、教師の研修に、その他教育関係者の問題解決と レベルアップに役立つ、最高の指針書です。